

2 H-13の竈廃用祭祀について－千歳市・恵庭市内の遺跡と比較して

(1) H-13の状況(図II-2~5参照)

- 1) 焼失家屋であったこと。
- 2) 地床炉がなかったこと。
- 3) 竈の右袖部が削除されていたこと。
- 4) 煙道部内部に黒土が堆積していたことから、煙道が家屋焼失時にも遺存していたこと。
- 5) 煙出し部は、袖の廃材である汚れた灰白色粘土で閉塞されていたこと。
- 6) 竈の左側(以後、記述・表の表現において、左右とは屋内中心から竈をみた軸を基線としたときのことである。)の豎穴隅に粘土集積があったこと。
- 7) 竈の構築方法は羨道式(一般にはトンネル式という)と架構式(一般にはオープン式という)の両方を採用した中間式であること。袖・煙道は灰白色粘土を主体とし、少量の炉壁片を加えていたこと。袖には坏を芯材として埋め込んでいたこと。
- 8) 袖内部と粘土集積から出土した土器が接合し、その結果から粘土集積は袖構築材の廃材の集積された遺構であることがわかったこと。
- 9) 豊穴内部と外部における土器接合関係は、袖、粘土集積、床と土器集中1があり、これらは土器集中1との密接な関係を示していること。袖と粘土集積と土器集中1の接合関係より、土器集中1は袖の構築廃材の一部が集積された遺構であると考えられること。
- 10) 煙道内から土玉が1個出土したこと。

3)・6)・8)・9)は竈を破壊し、その構築材を移動した結果である。また4)・5)・10)は竈の機能停止を強調した結果である。3)~10)は1)より住居廃用の時点での行なった行為である。

いっぽう7)からは、竈の構築時において、他の遺構から移された遺物が混和されていることがわかった。遺構の構築材が移設・転用され伝世される可能性を示している。

また、2)は住居構築当初からなのか、廃用時になんらかの行為があって消滅したのかが問題となる。竈には調理の機能があり、炉には上屋構造の乾燥・燻蒸、暖房、照明、調理などの機能がある。両者の機能差から考えてみる必要がある。

2)・3)・6)・7)に関しては豊田宏良氏が「擦文時代における住居構造からみた竈について」『古墳時代の竈を考える』埋蔵文化財研究会(1992年)において全道を対象に言及済みである。この節では1)~6)・8)・9)・10)について千歳市・恵庭市内の主な遺跡と比較してみよう。

(2) 対象となる遺跡の規準－表VI-1・2について

表VI-1は竈、地床炉の有無と焼失家屋であるかどうかについて各遺跡を時期別に集計した表である。時期の区分は、佐藤和雄氏の分類の「II~X群」に拠った(北海道埋蔵文化財センター『美沢川流域の遺跡群III』1989年)。千歳市・恵庭市内には他にも当該期の遺跡はあるが、竈廃用祭祀の内容と起源を検討するためには表VI-3~6の列項目が記述されている遺跡の報告でなければいけない。したがって表VI-1に掲げる19遺跡が対象となった。

表VI-1の規準外数とは、この表の列項目の内容や時期が不明である住居跡軒数である。全体数は報告された住居跡軒数で、規準外数も含まれている。表VI-2は遺跡をまとめて時期別に集計した表である。恵庭市内の遺跡はIV~VIIの時期の類例が多い。千歳市内ではオサツ2遺跡の全体数がやや多く、VI~VIIの時期の類例が多い。末広遺跡も全体数が多く、かつVIIまでは類例が多い。全体の傾向は千歳・恵庭市内を通じてVIII以降の類例が少ない。従って比較する時期はVII以前が最適である。

以下の文中における%値は小数点第一位以下を切り捨てた数値である(確率値を除く)。

(3) 焼失と廃用祭祀－表VI-2について

a-1. 焼失について

付属施設の状況・時期が判明している住居跡において、焼失家屋が占める割合は46%(63軒/136軒)である。規準外数に含まれる住居跡の焼失例を含めて母数とすると、より正確な割合が算出される。仮に195軒を母数とした場合は32%になる。焼失家屋が占める割合については大島直行氏が「縄文時代の火災住居」『考古学雑誌80-1』(1995年)において、擦文文化期の事例について中間的な集計結果を15%と公表している。算出方法の相違はあっても上述より32%を下回ることは考えにくい。

a-2. 付属施設の違いと焼失率の違い

竈・地床炉が付く住居跡は33軒、竈のみの住居跡は64軒、地床炉のみの住居跡は32軒、何もない住居跡は4軒であり、付属施設の状況・時期が明らかな住居跡の総数は136軒である

竈・地床炉が付く焼失家屋は14軒で10%(14/136軒)、竈があって地床炉がない焼失家屋は35軒で26%(35/136)、地床炉のみの焼失家屋は13軒で9%(13/136軒)、何もない焼失家屋は1軒で1%以下(1/136軒)である。竈・地床炉が付く非焼失家屋は19軒で13%(19/136軒)、竈があって地床炉がない非焼失家屋は30軒22%(30/136軒)、地床炉のみの非焼失家屋は19軒で13%(19/136軒)、何もない非焼失家屋は3軒で2%(3/136軒)である。

竈のみの焼失家屋が多く、次いで同じ構造の非焼失家屋が多い。これは竈のみがある住居跡がほかの構造をもつ住居跡よりも類例が多いことに起因する。他の同じ構造を持つ住居跡においても焼失・非焼失の違いが3~5%ポイントしかないことから、同じ構造における焼失率はほぼ等しいといえる。

異なる構造における焼失率はどうであろう。竈・地床炉が付く焼失住居跡は14軒で42%(14/33軒)、竈のみの焼失住居跡は35軒で53%(35/65軒)、地床炉のみの焼失住居跡は13軒で41%(13/32軒)、何もない焼失住居跡は4軒で25%(1/4軒)である。何もない焼失住居跡を除いた中で、竈のみの焼失住居跡が他に較べ最少で11%ポイント高い。失火原因となる付属施設がより少ない住居の焼失率が高いことは、焼失は失火が原因ではなく故意の焼失つまり放火による可能性を示している。

同じ構造の住居跡において放火率が等しいことより、放火率の相違は付属施設の違いに起因すると考えられる。

b. 竈廃用祭祀

竈廃用祭祀(表VI-3~6の列項目にあたる内容のこと。詳しくは(4)竈廃用祭祀の詳細を参照)の状況がある住居跡を見てみよう。なお表VI-2の斜体数字が当該する住居跡数である。

b-1. 焼失であるかどうかの違いと竈廃用祭祀

竈・地床炉が付く焼失家屋は12軒で86%(12軒/14軒)、竈のみの焼失家屋は31軒で88%(31軒/35軒)、竈・地床炉が付く非焼失家屋は11軒で57%(11軒/19軒)、竈のみの非焼失家屋は14軒で46%(14軒/30軒)である。竈廃用祭祀は、竈・地床炉が付く焼失家屋と竈のみの焼失家屋において非常に高率をもって行われている。

また、竈がある焼失家屋のうち竈廃用祭祀があるものは87%(12+31軒/14+35軒)、竈がある非焼失家屋のうち竈廃用祭祀があるものは51%(11+14軒/19+30軒)である。竈廃用祭祀は焼失家屋で必ずといってよいほど行われ、非焼失家屋でも半数に竈廃用祭祀がある。残りの半数はそのまま放置される。このことから竈廃用祭祀と焼失とは一連の行為であると考えられる。また非焼失で竈廃用祭祀の例も半数近くあることより、竈廃用祭祀のみを行う場合がある。

竈廃用祭祀に随って放火が行われるので、両者には「主と従」の関係が考えられる。a-2. における付属施設の違いとは竈の有無のことで、その廃用に関わって放火が行われるということである。

b - 2. 付属施設の違いと竈廃用祭祀

竈・地床炉が付く住居跡は33軒(14+19軒)、竈のみの住居跡は65軒(35+30軒)であり、竈のみの住居跡が約2倍多い。いっぽう、竈と地床炉が付く住居跡のうち竈廃用祭祀の状況があるものは69%(12+11軒/14+19軒)、竈のみの住居跡のうち竈廃用祭祀の状況があるものは69%(31+14軒/35+30軒)で同率である。つまり、竈のある住居跡においては地床炉の有無に関係なく竈廃用祭祀が行われているということになる。

c. 地床炉の廃用祭祀

c - 1. 竈・地床炉が付く住居における地床炉の廃用祭祀の可能性

竈・地床炉が付く住居跡は33軒、竈のみの住居跡は65軒、地床炉のみがある住居跡は32軒、何もない住居跡は4軒である。

前述した様に炉は多機能であるから、地床炉のみの住居跡は竈のみの住居跡を上回る軒数が遺存してよいはずである。しかしそうではない。竈が地床炉よりも重要な機能を帯びていたのか?。地床炉の有無に関係なく竈廃用祭祀が行われていることがそれを裏付けているのか?

竈が付く焼失家屋で地床炉があるのは14軒で28%(14軒/14+35軒)、竈が付く非焼失家屋で地床炉があるのは19軒で38%(19軒/19+30軒)であり、焼失・非焼失という条件において10ポイントの差が出てくる。地床炉がある住居跡は非焼失が多いのである。

この差は同じ機能であるにもかかわらず生じたものだから、炉が機能していた期間に起こった結果ではなく、炉を設置するか否かという住居構築時の意図にも関係がない。廃用時の焼失・非焼失という条件下において生じた差である。

炉数の差が焼失・非焼失によって生じたということは、焼失・非焼失を決める竈廃用祭祀の影響下にあるということである。竈廃用祭祀の影響下にある場合は、地床炉は竈と同じように機能を停止させるという意味で消去された可能性がある。それは、竈のない住居において、焼失・非焼失の両方のほとんどに地床炉を遺していることが反証となる。

竈のある住居において地床炉がないことは廃用祭祀による削除の結果である可能性を述べてきた。では実際どのような状況が想定されるのであろうか。現象面で確認できることは、床面において被熱による土色の赤化がみられないということである。

それは第一に廃用時に床面の赤化部分を削除したと考えられる。第二に床面に赤化が及ばない設備があり、廃用時にそれを取り除いたと考えられる。赤化が起こらない設備は、灰を敷く、粘土を敷く、土器片を敷くなどが考えられる。移動先として粘土堆積や土器捨て場などがあろう。

c - 2. 地床炉のみの住居の地床炉の廃用祭祀の可能性

いっぽう地床炉のみの住居においては、焼失・非焼失にかわわらずほとんど地床炉を遺存させている。それはつまり、竈廃用祭祀の影響下にない場合は、地床炉の廃用祭祀を別な表現で行っているのか、廃用祭祀を行っていないのかが予想される。地床炉のみの場合は地床炉が機能をになう唯一の施設であることから、その廃用に関して祭祀を行わないとは考えにくい。

地床炉の廃用祭祀が別な表現だとすればどの様なものであろう。地床炉が廃用されると住機能に支障をきたすことは明白である。従って家屋を廃用せざるおえないはずである。地床炉の廃用が家屋の廃用に関連しているとすれば、家屋の焼失という現象が地床炉の廃用祭祀を兼ねていると想定できる。

b. c. より、付属施設の状況・時期が判明している住居跡において、焼失すること又は竈廃用祭祀があること又は地床炉の廃用祭祀がある住居数は101軒で78%(14+35+13+1+11+30+3/136軒)と算出できる。全体の約8割がなんらかの廃用祭祀を受けている。

2 H-13の竈廻用祭祀について－千歳市・恵庭市内の遺跡と比較して

表VI-1 当該する千歳市恵庭市の主な遺跡

遺跡名	時期	焼失家屋である			焼失家屋でない			規 準 外 数	全 体 数
		竈あり	竈なし	竈あり	竈なし	地床炉あり	地床炉なし		
美々8	V	あり	なし	地床炉あり	地床炉なし	地床炉あり	地床炉なし	0	3
丸子山	II	2	1	2				0	6
三角山D	II		1		4		1	0	5
ウサクマイB	VI				1			0	1
ウサクマイN	VI				1			3	1
ママチ	V		1					1	1
末広	II		1	1		2	1		
	III	1	2			2	2	1	
	IV		1			5	5	6	
	V	1	2	1		2	2	2	
	VI			2		4	7	2	
	VII		2			2	1	3	
	VIII								
合計		4	6	5	0	16	17	15	35
									98
オサツ2	IV								
	V				1		1		
	VI	1	1	1					
	VII	4	1						
	VIII	1							
合計		6	2	2	0	1	1	2	0
									5
ユカンボシC15	V		1						
	X			2					
合計		0	1	2	0	0	0	0	0
ユカンボシE10	IV								
	V		1						
	VI			1					
	VII					1			
合計		0	1	1	0	1	0	0	0
ユカンボシE4	III								
ガリンバ2	VII	1							
	IX					1			
合計		1	0	0	0	0	1	0	0
茂漁5	(IV)	2							
	V								
	VII	1							
合計		0	3	0	0	0	1	0	0
柏木川11	IV	2							
	(V)	1							
合計		0	3	0	0	0	0	0	3
南島松2	IV	2							
南島松4	III	2							
	IV	1							
合計		1	2	0	0	0	0	0	2
中島松1	IV	2							
中島松5	IV	1							
	V								
合計		0	2	0	0	0	0	0	3
中島松6	III	2							
	IV	1							
	V								
	VI	1							
合計		1	5	0	1	0	1	1	0
中島松7	IV								
	VI	1				1			
	VII	2			1				
合計		0	3	0	0	2	0	0	4

※規準外数：列項目に当たる内容が不明であるものを集計した

表VI-2 時期別集計

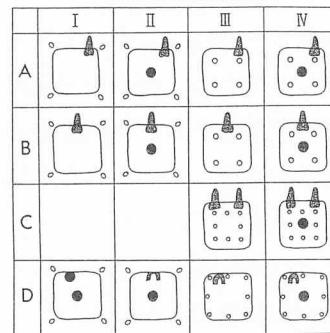
時期	焼失家屋である			焼失家屋でない			規 準 外 数	全 体 数
	竈あり	竈なし	地床炉あり	地床炉なし	地床炉あり	地床炉なし		
II	2	2	2	3	3		1	6
III	1	5	6	1		2	2	13
IV	1	10	10		4	5	8	29
V	1	9	10	2	2	3	2	21
VI	1	2	3	4	6	4	2	27
VII	7	3	3	1	2	2	3	20
VIII			1		2	2		5
IX					1	1		1
X				2				2
合計	12	14	31	35	13	11	19	145
								195

※斜字体は袖、煙道に破壊、煙出しに閉塞、粘土堆積有りのいずれかがある住居数で、

引用報告書

- ・ウサクマイ調査団『ウサクマイ遺跡』(1974年)
- ・千歳市教育委員会『ウサクマイ遺跡』(1977年)
- ・千歳市教育委員会『祝梅三角山D遺跡における考古学的調査』(1981・82・85年)
- ・千歳市教育委員会『末広遺跡における考古学的調査 上・下・統』(1981・82・85年)
- ・恵庭市教育委員会『カリンバ2遺跡』(1987・98年)
- ・(財)北海道埋蔵文化財センター『ママチ遺跡III』(1987年)
- ・恵庭市教育委員会『中島松6遺跡』『中島松7遺跡』『中島松6・7遺跡』(1988年)
- ・恵庭市教育委員会『中島松5遺跡A地点』(1989年)
- ・恵庭市教育委員会『柏木川11遺跡』(1990年)
- ・恵庭市教育委員会『南島松4遺跡』『南島松4遺跡』『南島松4遺跡』(1991年)
- ・恵庭市教育委員会『中島松1遺跡』『南島松1遺跡』『南島松1遺跡』(1992年)
- ・(財)北海道埋蔵文化財センター『美沢8遺跡』『美沢8遺跡』(1993年)
- ・(財)北海道埋蔵文化財センター『ユカンボシE4遺跡』(1993年)
- ・千歳市教育委員会『丸子山遺跡における考古学的調査』(1994年)
- ・(財)北海道埋蔵文化財センター『オサツ2遺跡』
- ・(財)北海道埋蔵文化財センター『オサツ2遺跡』(1996年)
- ・恵庭市教育委員会『ユカンボシE10遺跡』(1997年)
- ・恵庭市教育委員会『茂漁5遺跡』(1997年)
- ・(財)北海道埋蔵文化財センター『ユカンボシC15遺跡(1)』(1998年)
- ・(財)北海道埋蔵文化財センター『ユカンボシE10遺跡』(1998年)

竪穴住居分類模式図



※ 豊田宏良「北海道」『古墳時代の竈を考える』(1992年)より転載。

表VI-3 竈・地床炉のある焼失住居

遺跡名	遺構名	時期	焼 炭 化 土 材	竈 型	袖構造・状態		煙道構造・状態		煙出し		粘土 堆積		その 他	土器 接合 関係					
					地山	ロ一	土器	礫	粘土	なし	蒸道	中間	架構	遺存	破壊	遺存	破壊	閉塞	有り
丸子山	I H-4	II	●	D I						○				—	—	—	—	○	3
丸子山	I H-5	II	●	D II						○				—	—	—	—	○	2
末広	I H-68	III	●	AV右						○				○	○	○	○	○	9
南島松4A	第1号住居	IV	●	B IV			○	○	○	○				○	○	○	○	○	7
末広	I H-28	V	●	AV右			○	○	○	○				○	○	○	○	○	9
中島松6	第5号住居右	VII	●	● A II右						全	○			—	—	—	—	○	8
中島松6	第5号住居左	VII	●	● A II左			○	○	○	全	○			○	○	○	○	○	8
カリンバ2	S H-1	VII	●	A II左			○	○	○	○				○	○	○	○	○	8
オサツ2	S H-2	VII	●	B II			○	○	○	○				○	○	○	○	○	4
末広	I H-97南	VII	○	● B IV			○	○	○	○				○	○	○	○	○	9
末広	I H-97東	VII	○	● B IV			○	○	○	○				○	○	○	○	○	7
オサツ2	S H-3	VII	●	● B IV			○	○	○	○				○	○	○	○	○	3
オサツ2	S H-6	VII	●	● B IV			○	○	○	○				○	○	○	○	○	7
オサツ2	S H-19	VII	●	● B IV			○	○	○	○				○	○	○	○	○	4

※ 土器接合関係の表し方 1 : 床+竈+粘土堆積+土器捨て場 2 : 床+炉+竈+土器捨て場 3 : 床+竈+土器捨て場 4 : 竈+土器捨て場

5 : 床+土器捨て場 6 : 床+竈+粘土堆積 7 : 床+竈 8 : 床 9 : 竈(火床) 10 : 粘土堆積 0 : その他

※ 印に()が付くものは推定を表し、一は不明を表す。

※ 燃土、炭化材の項目：●は図に表現されており、○△は記載のみに現れることを示す。

※ 竈型式とは、豊田宏良「北海道」『古墳時代の竈を考える』(1992年)の分類で、左・右とは屋内中心から竈を見た軸を基線としたとき、竈が付く壁面の左右を表す。

※ 袖構造の削破の項目：主な材料を表す。

※ 竈状態の削破の項目：全2袖がほとんど削除、両は袖がかなり削除、左・右は削除された袖(屋内中心から竈を見た軸を基線としたときの左右)を表す。

※ 煙道の構造：トンネル型を蒸道、オープン型を架構、蒸道と架構の両方式をとるものを中間と表した。

※ 煙道の状態：煙道内に黒土が集積している場合は遺存、していない場合は破壊とした。

※ 煙り出しの閉塞の項目：材料を表す。

※ 粘土堆積：屋内の竈が付く側の壁際に集積された粘土のこと。左・右は堆積された場所(屋内中心から竈を見た軸を基線としたときの左右)を表す。

d. 竈、炉、家屋の廃用、管理における関係

竈のある住居跡においては地床炉の有無に関係なく竈廃用祭祀が行われており、かつ竈廃用祭祀の影響下に地床炉の廃用祭祀がある。このことは竈と地床炉の廃用祭祀に「主と従」の序列関係があるということを示している。加えて竈が地床炉の機能を補うと考えられることから、両者は個別に行われていた行為ではなく、同一の理由から行われていた可能性が高い。

竈付き住居の家屋自体の廃用も前述したように竈の廃用と関係があり、竈と地床炉の関係と合わせて関連していることである。

また地床炉のみの住居は、地床炉を廃用することと家屋を廃用することは同じことを意味する。これも同一の理由から行われていたと仮定することが可能である。

廃用することは住まなくなることであり、管理を行なう者がいなくなることである。一貫してある同一の理由とは管理者の喪失であり、それが廃用祭祀を行なう原因であると考えてよい。

では、廃用祭祀は全て管理の系譜の途絶を意味するのか。H-13では竈の袖に芯材として坯を埋め込み、少量の炉壁片を加えていた。竈を構築する時点において、ほかの施設から分離された遺物を混和するということである。このことは竈の構築材が移設・転用され伝世する可能性を示している。H-13の状況から管理者の移動という系譜の継続下における移動元の廃用祭祀が考えられる。竈を介した土器片の遺構間接合の例もそれを裏付けるのではないだろうか。

管理者の喪失と移動によって廃用祭祀が行われていたと思われるが、第3の事象があるようである。竈がある非焼失家屋の8軒と地床炉のみの非焼失家屋の19軒は(全体の19%)そのまま放置されている。

これは廃用と異なる状況であり管理者の喪失とは考えられない。喪失でなければ管理者の移動と考えられるが、そうであればやはり廃用祭祀を行う。したがって、廃用祭祀を引き起さない者=管理者ではない者の喪失・移動と考えるべきである。機能している家の中に廃用祭祀を引き起こす管理者と非管理者が同居していなければ上述の様な現象は生じない。

この現象はII～VIIの時期には顕著に見られ、VIII(11世紀前葉～11世紀中葉に比定)以降には激減する。これはVIIIに竈を付けた住居跡自体が激減することに起因する。この激減と竈廃用祭祀の途絶は対応する。よって、地床炉廃用祭祀=家の廃用祭祀(家屋の焼失)は竈廃用祭祀と連結しなくなり、管理者の役割が変容し、家屋や地床炉に関して管理者と非管理者の関係が平衡に近づくことを意味する。

(4) 竈廃用祭祀の詳細－表VI-3～19について

表VI-3～6は表VI-2の列項目の斜字体の事例を抜き出した表である。竈が付く住居跡については表VI-3・4・6に掲げた。竈のない住居跡に関しては焼失家屋が廃用祭祀を行なっている住居にあたるので表VI-5に掲げた。表の内容説明については表VI-3の下に記載している。

焼土・炭化材の項目は、焼失・非焼失の判断の根拠となる。竈型式に右左を付したのは、袖破壊の部位と粘土堆積の位置との関係を確認するためである。袖構造の主な材料の項目は、粘土堆積との関係を確認するためである。煙道の状態の項目は、これが祭祀の対象になっているかどうかを確認するためである。煙出しの状態の項目は、閉塞状況項目との関係を確認するためである。

その他の項目には粘土堆積以外でそれに類する事項、例えば竪穴の隅に集積された遺物の記載をした。また火床の状態なども記載している。土器接合関係の項目は祭祀が及ぶ範囲が竪穴内に限ったことではないので、それを確認するために掲げた。なお、この項目中に「+」で結ばれている関係がある。これは直接接合関係があるのではなく、その関係が別事象であることを示している。

表VI-3～4・6を時期別に集計したのが表VI-7・8・9・11・13・15・16・18である。また、表VI-10・12・14・17・19は表VI-3～4・6の列項目ごとに集計したものである。

2 H-13の竈廢用祭祀について一千歳市・恵庭市内の遺跡と比較して

表VI-4 竈があり地床炉がない焼失住居

遺跡名	遺構名	時期	焼 炭 化 材	竈 型 式	袖構造・状態				煙道構造・状態				煙出し				粘土 堆積	その 他	土器 接合 関係	
					地山	ロー	土器	礫	粘土	遺存	破壊	なし	炎道	中間	架構	遺存	破壊	遺存	破壊	
未広	I H-87	II	●	A I 右	○				○	両		○			○	○	○	○	左	10
丸子山	I H-3	II	●	B I					○	全		○			○	○	○	○	○	4
未広	I H-22	III	●	A I 右			○	○	(○)	全		○			○	○	○	○	左	8+10
未広	I H-54	III	●	(●) A I 右	○	○	○	○	○	全		○			○	○	○	○	左:粘土、焼土	8+9
中島松6	第2号住居	●	●	A I 右			○	○	○	全		○			○	○	○	○	左:粘土(粘土)	5
中島松6	第3号住居	●	●	A I 右	○		○	○	○	全		○			○	○	○	○	左:天井石	3
南島松4C	第5号住居	III	●	A I 左			○	○	○	両		○			○	○	○	○	左:天井石	7
柏木川11	第1号住居	IV	●	A I 右			(○)	○	○	両		○			○	○	○	○	左	7
柏木川11	第3号住居	IV	●	A I 右			○	○	○	全		○			○	○	○	○	左	10
中島松1	第1号住居	IV	●	A I 右			○	○	○	全		○			○	○	○	○	○	8
中島松1	第3号住居	IV	●	A I 右			○	○	○	右		○			○	○	○	○	○	8
中島松6	第1号住居	IV	●	A I 右			○	○	○	全		○			○	○	○	○	左:すさ入竈	7
ユカンボシE10	1号住居	(IV)	●	A I 左			○	○	○	全		○			○	○	○	○	左:すさ入竈	0
未広	I H-32	IV	●	A III 右			○	○	○	両		○			○	○	○	○	左	9
中島松5A	第1号住居	IV	●	A III 右			○	○	○	両		○			○	○	○	○	左	8
茂漁5	H-1	(IV)	●	A III 左			○	○	○	(全)		○			○	○	○	○	左	0
茂漁5	H-3	(IV)	●	B I			○	○	○	両		○			○	○	○	○	左	0
未広	I H-15	V	○	△	A I 右					全	(両)				○	○	○	○	左	8+9
茂漁5	H-4	V	●	A I 右			○	○	○	一		○			○	○	○	○	左	9
柏木川11	第2号住居	(V)	●	A I 右			○	○	○	両		○			○	○	○	○	左:焼土+粘土	0
ママチ	A H-1	V	●	A I 右			○	○	○	右		○			○	○	○	○	左:焼土+粘土	9
未広	I H-10	V	○	△	A I 左					○	両				○	○	○	○	左	8
南島松2	第1号住居	(V)	●	B I			○	○	○	右		○			○	○	○	○	左	6
南島松2	第3号住居	V	●	B I			○	○	○	全		○			○	○	○	○	左	8
中島松6	第9号住居	V	●	B I			○	○	○	右		○			○	○	○	○	左	8
ユカンボシC15	H-13	V	●	B III			○	○	○	全		○			○	○	○	○	左	1
中島松6	第8号住居	VI	●	A III 右			○	○	○	両		○			○	○	○	○	左	0
中島松7	第8号住居	VI	●	B III			○	○	○	全		○			○	○	○	○	左	3
中島松7	第7号住居カマド2	VII	●	B I	○					全		○			○	○	○	○	古い竈	0
中島松7	第7号住居カマド1	VII	●	B I	○					全		○			○	○	○	○	新しい竈	0
オサツ2	S H-7	VII	●	B III			○	○	○	全		○			○	○	○	○	右	3
中島松7	第6号住居	VII	●	B III			○	○	○	両		○			○	○	○	○	右	5

表VI-5 竈がない焼失住居

遺跡名	遺構名	時期	焼 炭 化 材	地床炉	粘土 堆積	その他		土器 接合 関係
						あり	なし	
丸子山	I H-1	II	●	○	○			5
丸子山	I H-2	II	●	○	○			5
未広・下	I H-14	II	●	○	○			8
ユカンボシE4	窓穴	III	●	○	○			5
未広・下	I H-9	V	●	●	○			8+9
オサツ2	S H-23	V	●	●	○			8
未広・下	I H-13	VI	●	●	○			8
未広・統	I H-100	VI	●	●	○			8
オサツ2	S H-10	(VI)	●	●	○			0
ユカンボシE10	H-6	(VI)	●	●	○			0
未広・下	I H-60	(VI)	●	○	不明	不明	火床えぐる	0
ユカンボシC15	H-2	X	●	●	○			0
ユカンボシC15	H-14	X	●	●	○			0
中島松6	第4号住居	VII	●	●	○			5

表VI-6 竈があり焼失していない住居

遺跡名	遺構名	時期	地床炉 あり なし	竈 型 式	袖構造・状態				煙道構造・状態				煙出し				粘土 堆積	その 他	土器 接合 関係	
					地山	ロー	土器	礫	粘土	遺存	破壊	なし	炎道	中間	架構	遺存	破壊	遺存	破壊	
未広	I H-78	IV	○	A II 右	○				○	両		○			○	○	○	○	火床小さい	8
未広	I H-50	IV	○	A II 右					○	全		○			○	○	○	○	火床大きい	3
未広	I H-38	IV	○	B IV					○	○		○			○	○	○	○	火床大きい	8
未広	I H-76	IV	○	B IV					○	全		○			○	○	○	○	火床大きい	7
ウサクマイN	第4号住居址	VI	○	A IV 右					○	両		○			○	○	○	○	火床大きい	8
未広	I H-34	VI	○	B IV	○				○	○		○			○	○	○	○	火床大きい	8
未広	I H-102	VI	○	B IV					○	全		○			○	○	○	○	火床大きい	8
未広	I H-93	VII	○	B IV					○	両		○			○	○	○	○	火床大きい	7
中島松7	第4号住居カマド1	VII	○	C II	○				○	全		○			○	○	○	○	左:焼土	9
中島松7	第4号住居カマド2	VII	○	C II	○				○	全		○			○	○	○	○	左:焼土	9
未広	I H-55	VII	○	B II					○	両		○			○	○	○	○	左:焼土	8+9
未広	I H-94	VII	○	B II					○	両		○			○	○	○	○	火床小さい	9
未広	I H-40	II	○	A I 右					○	両		○			○	○	○	○	火床小さい	0
未広	I H-11	III	○	A I 右					○	右		○			○	○	○	○	火床小さい	6
未広	I H-53	III	○	A III 右					○	両		○			○	○	○	○	火床小さい	9
未広	I H-33	IV	○	A I 右					○	全		○			○	○	○	○	左:粘土、焼土	8
未広	I H-67	IV	○	A I 右					○	両		○			○	○	○	○	左:粘土、焼土	8
未広	I H-56	(IV)	○	A I 右					○	両		○			○	○	○	○	左:粘土、焼土	0
美々8	I H-3	V	○	A I 右					○	全		○			○	○	○	○	左:粘土、焼土	0
美々8	I H-1	V	○	A III 右					○	全		○			○	○	○	○	左:粘土、焼土	0
ウサクマイB	第4号住居址	VI	○	A I 右					○	○		○			○	○	○	○	左:粘土、焼土	9
ウサクマイB	第1号住居址旧	VI	○	A IV 右					○	○		○			○	○	○	○	左:粘土、焼土	8
ウサクマイB	第1号住居址新	VI	○	A IV 右					○	○		○			○	○	○	○	左:粘土、焼土	8
未広	I H-23	VI	○	B I					○	両		○			○	○	○	○	左:粘土、焼土	8
未広	I H-29	VI	○	B III					○	両		○			○	○	○	○	左:粘土、焼土	8
茂漁5	H-5	VII	○	B III					○	両		○			○	○	○	○	左:粘土、焼土	8
カリンバ2	第3号住居	IX	○	A III 右	○				○	右</td										

a. 竈型式—表VI-7について

豊田氏(前掲1992年)によると竈位置の変化は4本主柱の導入に起因する。今回も変化が追認できた。

II(7世紀後葉～8世紀前葉に比定)の丸子山遺跡では型式が多様である。II～III(8世紀中葉に比定)まではA I右が主体で一部A III右・IV右がある。IV(8世紀後葉～9世紀初頭に比定)～V(9世紀前葉～9世紀中葉に比定)にはB型(本遺跡のH-13はB III)が登場し、A型に左が急増する。VI(9世紀後葉～10世紀前葉に比定)～VII(10世紀中葉～10世紀後葉比定)まではB III・IVが主体で、A型が激減する。C IIが1例ある。VIII(11世紀前葉～11世紀中葉に比定)以降には竈付き住居跡自体が激減する。

以上をまとめると、II～IIIはA I右が主体の時期、IV～Vは多様性(B型の登場)の発現とA型の変容(左の急増)の時期、VI～VIIはB III・IVが主体の時期、VIII以降は竈付き住居跡激減の時期である。

1例あったC II(VII)は、恵庭市中島松7遺跡第4号住居である。恵庭市・千歳市において1つの竪穴に竈が複数(ただし3基以上の例はない)ある例は恵庭市中島松6遺跡第5号住居(VII)、中島松7遺跡第7号住居(VII)、千歳市末広遺跡IH-97(VII)がある。

これらには必ず新旧がある。廃用祭祀の観点からみると、最初の時期には付属施設に対して廃用祭祀を行い、つぎの時期には家屋も対象に廃用祭祀を行なったと考えられる。1軒の家屋を2世代に亘って使用しているので、管理者は複数となる。この状況は1世代：1竈：1管理者の原則を維持しようとした結果であり、そこから1世代：1竪穴：1竈：1管理者という原則の存在が想定できる。

こう考えると中島松7遺跡第4号住居は、1世代：1竪穴：2竈：1管理者又は1世代：1竪穴：2竈：2管理者という状況が想定できる。これらはいずれの場合にも原則から逸脱した例となる。竈付き住居跡激減の前段の時期にあたるVIIに例が集中している。この時期は管理者と竈との関係が変化する時期で、それは1世代：1竪穴：1竈：1管理者の原則が守られなくなることを示している。

なお、豊田氏(前掲1992年)によると、炉の併設率が10世紀以降に増加すると指摘している。表VI-7からもVII以降に近い傾向が読み取れる。前述したように竈廃用祭祀の影響下にある場合は、機能を停止させる意味で地床炉の消去という地床炉廃用祭祀があったと述べた。それによれば、炉の併設率(残存する率)の増加は竈廃用祭祀の影響が薄れてゆく状況を示しているといえる。

b. 煙道構造—表VI-8について

豊田氏(前掲1992年)によると、全道において「トンネル」型は擦文文化期を通じて存在するが、時期が下るにつれて減少してゆく。本分析例においては減少の度合いが著しい。

IIの煙道なし例は丸子山遺跡である。II～IIIまでは羨道式(「トンネル」型)が主体で一部中間式がある。IV～Vまでは架構式(「オープン」型)が主体で羨道式と中間式とがある。VI～VIIまでは羨道式が消滅して架構式が激増する。VII以降はVIIの傾向の延長にあり、竈付き住居跡自体が激減する。

以上をまとめると、II～IIIは羨道式が主体の時期、IV～Vは架構式が主体で多様性(羨道式と中間式がある)の時期、VI～VIIは架構式がほとんど占める時期、VII以降は竈付き住居跡激減の時期である。

中間式はIVまで煙出しに向かって弧状に少し掘開し、V以降は舌状に奥まで大きく掘開する傾向がみられる(本遺跡のH-13)。羨道式から架構式への変遷と併行して中間式も除々に変化している。

煙道構造の変化は何が原因なのか。架構式が最終形態であることを掘削技術や掘削の労力の視点から考えると、竈構築に注ぐ技術力や労力を減少(=退化)させることが目的と考えられる。

煙道の遺存か破壊かを判別した根拠は煙道内に堆積する土の有無である。締まりの無い黒色土系の土が堆積していれば堆積している時間はそこに空隙が存在し構造を保っていたと考えられ、黒色土系の土が無ければ使用後直ちに潰れたといえる。煙道の残存率は72%(52/72本)と高率であるから破壊の対象に入っていないことがわかる。

2 H-13の竈廃用祭祀について一千歳市・恵庭市内の遺跡と比較して

表VI-7 時期別の竈型式

時期	焼失家屋である		焼失家屋でない		合計
	地床炉あり	地床炉なし	地床炉あり	地床炉なし	
II	A I右 1		A I右 1	2	
	B I 1			1	
	D I 1			1	
III	A I右 4		A I右 1	5	
	A I左 1			1	
	A III右 1			1	
IV	A IV右 1			1	
	A I右 5		A I右 3	8	
	A I左 1			1	
V	A II右 2			2	
	A III右 2			2	
	A II左 1			1	
VI	B I 1			1	
	B IV 1		B IV 2	3	
	A I右 2		A I右 1	3	
VII	A I左 3			3	
	A III右 1			1	
	A IV右 1		A IV右 2	3	
VIII	B I 3			3	
	B III 1			1	
	A II右 1		A I右 1	1	
IX	A III右 1			1	
	B II 1			1	
	B IV 5		B IV 1	6	
X	C II 1			2	
	B II 2			2	
	A III右 1			1	
合計	14	32	11	15	72

※全体数=195

表VI-9 時期別の袖状態

袖の状態	焼失家屋である		焼失家屋でない		合計
	地床炉あり	地床炉なし	地床炉あり	地床炉なし	
II	全 1	1	1	2	
	両 1		1	2	
	右 1		1	1	
III	左 1				
	全 3		3		
	両 1	1	1	3	
IV	右 1		1	1	
	全 4	2	1	7	
	両 1	4	1	8	
V	左 2		2	2	
	全 2		2	4	
	両 1		1	5	
VI	左 2		2	2	
	全 1	1	1	3	
	両 1		1	3	
VII	左 1		1	1	
	全 1	2	2	5	
	両 1	1	1	7	
VIII	左 1		1	1	
	全 2		2	2	
	両 1		1	2	
IX	左 1		1	1	
	全 1		1	1	
	両 1		1	1	
X	左 1		1	1	
	全 1		1	1	
	両 1		1	1	
合計	13	29	10	14	66

※全体数=195

表VI-11 時期別の煙出し閉塞状態

煙出しの状況	焼失家屋である		焼失家屋でない		合計
	地床炉あり	地床炉なし	地床炉あり	地床炉なし	
II	閉塞 2				2
	破壊 1				
	遺存 1				
III	閉塞 1	4	1	6	
	破壊 1				
	遺存 1				
IV	閉塞 1	7	2	2	12
	破壊 1				
	遺存 1				
V	閉塞 1	5	1	6	
	破壊 1				
	遺存 1				
VI	閉塞 2	1	1	3	
	破壊 1				
	遺存 1				
VII	閉塞 5	2	1	8	
	破壊 3				
	遺存 1				
VIII	閉塞 2	1	1	2	
	破壊 1				
	遺存 1				
IX	閉塞 1	1	1	2	
	破壊 1				
	遺存 1				
X	閉塞 1	1	1	2	
	破壊 1				
	遺存 1				
合計	11	23	4	8	45

※全体数=195

※閉塞が不明は集計していない。

表VI-13 時期別の粘土堆積状態

粘土の位置	焼失家屋である		焼失家屋でない		合計
	地床炉あり	地床炉なし	地床炉あり	地床炉なし	
II	あり右 1				1
	あり左 2				2
	なし 1				1
III	あり右 2				2
	あり左 1				1
	なし 1				1
IV	あり右 3				3
	あり左 1				1
	なし 1				1
V	あり右 5				5
	あり左 1				1
	なし 1				1
VI	あり右 3				3
	あり左 1				1
	なし 1				1
VII	あり右 2				2
	あり左 1				1
	なし 1				1
VIII	あり右 1				1
	あり左 1				1
	なし 1				1
IX	あり右 1				1
	あり左 1				1
	なし 1				1
X	あり右 1				1
	あり左 1				1
	なし 1				1
合計	14	28	12	15	69

※全体数=195

表VI-8 時期別の煙道構造

表VI-10 袖の状態

煙道構造	焼失家屋である		焼失家屋でない		合計
	地床炉あり	地床炉なし	地床炉あり	地床炉なし	
II	全 2	2	1	7	
	両 1		1	6	
	右 1		1	9	
III	全 3	1	1	12	
	両 1		1	11	
	右 2		1	10	
IV	左 2		1	2	
	全 13	5	4	24	
	両 7	12	5	30	
V	右 2		4	10	
	全 1		1	9	
	両 1		1	8	
VI	左 2		1	2	
	全 17		1	17	
	両 17		1	17	
VII	左 2		2	2	
	全 2		2	4	
	両 2		1	3	
VIII	左 1		1	1	
	全 1		1	1	
	両 1		1	1	
IX	左 1		1	1	
	全 1		1	1	
	両 1		1	1	
X	左 1		1	1	
	全 1		1	1	
	両 1		1	1	
合計	13	29	10	14	66

※煙道構造が判明している竈を集計した。

表VI-12 煙出し閉塞状態

煙出しの状況	焼失家屋である		焼失家屋でない		合計
	地床炉あり	地床炉なし	地床炉あり	地床炉なし	
II	閉塞 8	22	4	5	39
	破壊 3		1	4	
	遺存 1		1	2	
III	合計 11	23	4	8	46
	破壊 1				
	遺存 1				
IV	合計 14	32	11	15	72
	破壊 1				
	遺存 1				
V	合計 1	1	1	1	3
	破壊 1				
	遺存 1				
VI	合計 1	1	1	1	3
	破壊 1				
	遺存 1				
VII	合計 1	1	1	1	3
	破壊 1				
	遺存 1				
VIII	合計 1	1	1	1	3
	破壊 1				
	遺存 1				
IX	合計 1	1	1	1	3
	破壊 1				
	遺存 1				
X	合計 1	1	1	1	3
	破壊 1				
	遺存 1				
合計	9	23	3	7	42

※斜字体の数字は各列の母数を示す。

※全体数=195

表VI-19 土器接合関係

接合関係	焼失
------	----

c. 袖の残存状態－表VI－9・10について

両袖が全て削除されている例(表中では全と記す)が24基、煙道に連続する奥の部分がわずかに残る程度で両袖がかなり削除されている例(表中では両と記す)が30基である。両者を合わせると全破壊例の81%(24+30/66基)を占める。**II～VII**を通じて両袖の破壊が一般的である。

左右どちらかを破壊する例は**II～VII**を通じて少なく、その中では右袖の破壊例(本遺跡のH-13)が圧倒的多数を占める。また、**VII**以降に左袖の破壊例が現われる。

袖の残存率は8%(100-66/72基)と極低率であるから破壊の対象となっていることがわかる。

d. 煙出しの状況－表VI－11・12について

閉塞は39例で全例の84%を占め、**II～VII**を通じて一般的である。閉塞材料は灰白色粘土(表中では粘土と記す。本遺跡のH-13)が30例、ロームが6例、焼土3例、礫と灰白色粘土(表中では礫・粘と記す)が2例、礫が2例である。灰白色粘土(全材料の69%)が**II～VII**を通じて一般的な材料である。

煙出しの残存率は95%(46-2/46件)と高率であるから破壊の対象に入っていない。

e. 粘土堆積の状態－表VI－13・14・15について

II～VIIを通じて粘土堆積が存在しない例が41件で65%(45/69件)と一般的である。左右どちらか、両方、四隅に堆積する例は24件で34%(24/69件)であり、かつ**II～VII**を通じて存在する。その中では左側に堆積する例(本遺跡のH-13)が16件で66%(16/6+15件)が多数を占める。**VII**以降に右側、両方、四隅に堆積する例が現われる。

この遺構が生じる要因は何であろうか。袖の破壊「全」と粘土堆積「有」が必ずしも対応しないことから、多量の廃材の余剰が粘土堆積とは言えない。煙出しの閉塞の有無と粘土堆積の有無も同じである。竈を壊して住居の隅にその廃材を置くという行為自体に独立した意図がある。それは竈廢用祭祀の一部分を担うと考えられ、前述した竈が付く住居の地床炉廢用祭祀にも起因する可能性がある。

f. 粘土堆積位置・竈型式・袖の状態の関係－表VI-15について

表VI-15は竈型式と粘土堆積が判明している例について、竈型式・袖の状態・粘土堆積位置の項目で抽出した結果である。

f-1. 粘土堆積位置と竈型式の関係

VII以前のA I・IIIは全て右で粘土堆積は左である。**VII**においてはA II左の粘土堆積は右である。粘土を堆積する場所は、竈が付される壁の両隅を選択している限りにおいては、竈の位置に制約される。

B III・IVが主体となる**VII**以降は、上述の規制はどのようになるのであろう。粘土堆積位置は前代に準じていれば左の例が多数を占めるはずであるし、まったく規制がなくなれば左右半々になるであろう。実際にはどちらでもない。右側に堆積するということは新出の行為であり、両側・四隅の例の出現と合わせて竈に拘束されないことで、竈との関係が希薄になったことを示してゐる。

f-2. 袖の状態と竈型式、袖の状態と粘土堆積位置の関係

袖の破壊部位は竈の位置に関係するのであろうか。A I右と右袖、A III右と右袖が各1例ずつあるに過ぎない。もし左右どちらかの破壊例(全破壊例の18%)において関係があっても両袖破壊(全破壊例の81%)が前提であるから、その関係は一般的な現象(A型右と粘土堆積右側が関係する確率は29/72×10/66≈0.06)とはいえない。

袖の破壊部位は粘土堆積位置に関係するのであろうか。表VI-15より袖：右と粘土：左が3例。袖：左と粘土：右が2例ある。上述と同じく、その関係は一般的な現象(袖が右と粘土堆積左が関係する確率は16/66×16/69≈0.05。袖が左と粘土堆積右が関係する確率は2/66×6/69≈0.03。)とはいえないであろう。本遺跡のH-13は右袖が破壊され粘土堆積が左側にある。

g. 竈廻用祭祀の典型とは－表VI-16・17について

b. c. d. より竈の部位によって破壊の状況が異なることがわかった。袖は破壊の対象である。煙道・煙出しが破壊の対象ではない。破壊される部位と遺される部位があり、遺される部位の煙出しには閉塞の処置が施される。これらはどの様な組み合わせがあるのだろうか。

表VI-16は竈に対する改変要素を組み合わせて時期別に集計したものである。従って改変状況が1要素のみの事例は集計表に掲載していない。II～VIIを通じて袖破壊+煙出し閉塞20例で27%(20/72基)と袖破壊+煙出し閉塞+粘土堆積15例で20%(15/72基)とが殆どである。なお、袖破壊+粘土堆積7例のうち煙出しの状況が不明な例が5例あるので、袖破壊+煙出し閉塞+粘土堆積の例がもっと多かった可能性がある。

竈廻用祭祀の典型的な状態は、第一に袖破壊+煙出し閉塞が確認できることであり、ついで袖破壊+煙出し閉塞+粘土堆積(本遺跡のH-13)が確認できることである。

h. 竈廻用祭祀の空間的な拡がり－表VI-18・19について

表VI-18・19は土器の接合関係から竈廻用祭祀の拡がりを検証するために集計した。接合関係的具体的な内容は表VI-3の下側に示している。接合関係を大きく分けると、住居内と土器捨て場との接合：1～5、住居内で竈に関わる接合：6・7、住居内の接合：8～10、1～10以外(覆土など)の接合：0。住居内で竈に関わる接合が34例と最も多く次いで住居内の接合が多い。

1～5の接合は焼失家屋にだけあり、かつ地床炉がない住居に偏る(本遺跡のH-13)。この関係はIIとVIIに多くあるがIII、V、VIにも少数あることからII～VIIを通じて存在するものと思われる。また、1～5の接合は竈廻用祭祀と緊密な関係を示すものでありVIIに多い。竈自体についての廻用祭祀の要素がVIIに変容・衰退を遂げるのとは異なった事態である。土器の接合関係は竈廻用祭祀の影響が竈自体に較べて稀薄であるとも考えられる。

住居内接合の中で9と10は竈廻用祭祀に関わる関係である。8～10は29例でその内9は11例、10は3例である。内訳は焼失家屋に10例、非焼失家屋に4例で、焼失家屋かつ地床炉がない住居に偏る。

1～5からは竈廻用祭祀が屋内だけにとどまらず、屋外(土器捨て場)にまで拡がっていることが確認できた。また地床炉がない焼失家屋住居に偏る9と10からは、竈廻用祭祀の有無が住居内土器接合からも類推できる可能性が示された。本遺跡のH-13の煙道内から土玉が出土している。豊田氏(前掲1992年)の指摘によると廃棄場から出土例がある。本遺跡例は土器捨て場(土器集中1)=廃棄場からは出土していないが、土器捨て場(土器集中1)の土器は竈廻用祭祀と関係がある。土玉は竈廻用祭祀のために煙道内に置かれたと考えられる。

(5) まとめ

a - 1. 竈のある住居の場合

竈廻用祭祀は(右袖破壊+煙出しの灰白色粘土閉塞+左隅粘土堆積：屋内)+(土器捨て：屋外)が最も複雑な過程である。また、竈廻用祭祀は家屋廻用(放火)と地床炉廻用祭祀(炉の消去)を制御する。竈の管理者は非管理者と同居し、管理原則(1世代：1竪穴：1竈：1管理者)に従っている。竈廻用祭祀は管理者の喪失又は移動によって行われ、管理者喪失の場合は家屋廻用(放火)、管理者移動の場合は家屋非廻用(非放火)となる。竈作りは前代の構築材を使用することがある。竈の位置が粘土堆積の位置を制御する。VIに竈が中央へ移動し構造が退化し始める。VII以降に竈廻用祭祀(右隅粘土堆積、左袖破壊の出現、地床炉廻用祭祀=炉の消去の減少、管理原則の弛緩)が大きく変容する。

a - 2. 地床炉のみの住居の場合

地床炉廻用祭祀は家屋廻用(放火)と同一の意図である。

(鈴木)